

○西原町生活環境保全条例
平成24年12月18日
条例第26号

(目的)

第1条 この条例は、他の法令に特別の定めがあるものを除くほか、工場及び事業場における事業活動に伴うばい煙及び粉じんの排出等並びに工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出等を規制し、並びに土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置等を定めるとともに、事業活動及び日常生活に伴う環境への負荷を低減する行動を実施するための指針を定め、環境への負荷を低減するための対策の実施を推進すること等により、生活環境の保全等に関する施策を推進し、もって現在及び将来の町民の健康を保護するとともに良好で快適な生活環境を保全することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 生活環境の保全等 大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持することにより、人の健康を保護し、及び生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)を保全することをいう。
- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。
- (3) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (4) ばい煙 燃料その他の物の燃焼に伴い発生するいおう酸化物及び燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するすすその他の粉じんをいう。
- (5) ばい煙等 ばい煙、ガス、汚水(廃液を含む。)、騒音、振動、悪臭、地盤沈下及び土壌の汚染をいう。
- (6) 特定施設 工場又は事業場に設置される施設のうち、ばい煙等を排出し、又は発生する施設であって、規則で定めるものをいう。
- (7) 産業廃棄物処理業者 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。)第14条第1項又は第6項の許可若しくは同条第2項又は第7項の許可の更新を受けて産業廃棄物処理業を営む者又は営もうとするものをいう。
- (8) ばい煙等排出者 特定施設を設置している工場又は事業場の事業主(特定施設を設置しようとする者を含む。)及び産業廃棄物処理業者をいう。
- (9) 規制基準 特定施設から排出し、又は発生するばい煙等の量、濃度又は程度の許容限度であって、規則で定めるものをいう。

(町の責務)

第3条 町は、この条例に定める公害の防止及び生活環境の保全等に関する施策を実施するほか、町の開発及び整備に当たっては、公害が伴わないようにしなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動による公害を防止するため、自己の責任と負担において必要な措置を講ずるとともに、町が実施する生活環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生ずるばい煙、粉じん、汚水等の排出その他事業活動による公害を防止するため、ばい煙発生施設、粉じん発生施設、汚水等排出施設その他公害を発生するおそれのある施設を厳重に管理するとともに、環境の保全上の支障の原因及びその状況を常時監視しなければならない。

(町民の責務)

第5条 町民は、生活環境の保全等を図るため、その日常生活に伴い排出する生活排水、自動車の運行に伴い発生する排出ガスその他日常生活に伴う環境への負荷の低減に自ら努めるとともに、町が実施する生活環境の保全等に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事前公示)

第6条 特定施設を新設し、又は増設しようとする者は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の確認申請の日から工事完了の日まで、次に掲げる事項の記載された標識を建築予定地内の見やすい場所に設置するものとする。

- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名)
- (2) 特定施設を設置する工場又は事業場の名称及び事業内容
- (3) 常時使用する従業員数
- (4) 特定施設の名称及び用途
- (5) 特定施設の公称能力及び使用開始予定年月日

(規制基準の遵守)

第7条 ばい煙等排出者は、規制基準を遵守しなければならない。

(調査の請求)

第8条 現に公害を受けている者又はそのおそれのある者は、文書により、町長にその調査を請求することができる。

2 町長は、前項の規定による調査の請求があったときは、速やかに調査し、その結果を当該請求者に通知するものとする。

(公害防止協定等の締結)

第9条 ばい煙等排出者は、町と公害の防止に関する協定(以下「公害防止協定」という。)を締結しなければならない。

2 町長は、前項の規定により締結された協定に従い、特別の措置を講ずることができる。

3 産業廃棄物処理業者は、廃掃法第14条第1項又は第6項の許可申請をしようとするとき、若しくは同条第2項又は第7項の許可の更新申請をしようするときは、規則に定める手続により、町と事前協議を行わなければならない。

(措置命令)

第10条 町長は、特定施設から排出し、又は発生するばい煙等の量、濃度又は程度が規制基準に適合しないと認めるときは、ばい煙等排出者に対し、期限を定めてばい煙等の処理方法の改善その他必要な措置を命ずることができる。

2 町長は、ばい煙等排出者が前条第1項の規定に基づき締結した公害防止協定に違反していると認めるときは、期限を定めて公害防止協定の遵守その他必要な措置を命ずることができる。

3 町長は、産業廃棄物処理業者が前条第3項に基づき協議した内容に違反していると認めるときは、違反内容の改善その他必要な措置を命ずることができる。

4 町長は、前3項の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは、その特定施設の使用の一時停止を命ずることができる。

(意見の聴取)

第11条 町長は、前条第4項の規定による特定施設の使用の一時停止を命じようとするときは、あらかじめ第16条に規定する西原町生活環境保全審議会の意見を聴かななければならない。

(公害防止の緊急措置)

第12条 町長は、ばい煙等の排出又は発生が著しく町民の健康又は生活環境を損なうことがあり、かつ、緊急にその公害を防止する必要があると認めるときは、ばい煙等排出者に対し、ばい煙等の排出量の減少その他必要な緊急措置を講ずることを求めるものとし、ばい煙等排出者は、これに応ずるよう努めなければならない。

(規制基準の定めがない公害の措置)

第13条 町長は、規制基準の定めがないばい煙等により、現に公害が発生し、又は発生のおそれがあると認めるときは、ばい煙等排出者に対し、ばい煙等の処理の方法の変更その他必要な措置を講ずることを求めることができる。

(報告の徴収)

第14条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、ばい煙等排出者に対して、ばい煙等の処理、排出状況その他必要な事項に関し、報告を求めることができる。

(立入検査)

第15条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員をして、ばい煙等排出者の工場又は事業場に立ち入り、特定施設その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(生活環境保全審議会)

第16条 町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査し、及び審議するため西原町生活環境保全審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(1) 第2条第6号に規定する特定施設を定めること。

(2) 第2条第9号に規定する規制基準を定めること。

(3) 第10条の規定による権限に基づく措置命令に関すること。

(4) その他生活環境保全に関すること。

2 審議会は、10人以内で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

(1) 町民団体の代表者

(2) 知識経験者

(3) 事業者の代表

(4) 関係行政機関の職員

(5) その他町長が特に認める者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(他の地方公共団体との協力)

第17条 町長は、公害防止のため必要があると認めるときは、他の地方公共団体に協力を要請し、又は他の地方公共団体からの協力要請に応ずるものとする。

(処分の公表)

第18条 町長は、第10条に基づく措置命令を行ったときは、これを公表しなければならない。

(規則への委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に第2条第8号のばい煙等排出者に該当している者は、この条例の施行の日から1年間に
おいて、第9条第1項の規定による公害防止協定を締結しなければならない。

3 この条例の施行の際現に第2条第7号の産業廃棄物処理業者に該当している者は、この条例の施行の日から直近
の廃掃法に基づく許可期間に限り、第9条第3項に規定する事前協議を免除する。

(西原町公害防止条例の廃止)

4 西原町公害防止条例(昭和47年西原村条例第9号)は、廃止する。

(西原町公害防止条例の廃止に伴う経過措置)

5 この条例の施行の際現に廃止前の西原町公害防止条例第7条の規定により、締結した公害防止協定は、第9条第
1項の規定により締結したものとみなす。